

平成 28 年（ワ）第 380 号放送法遵守義務確認等請求事件

平成 28 年（ワ）第 696 号放送法順守義務確認等請求事件

平成 29 年（ワ）第 137 号放送法順守義務確認等請求事件

平成 29 年（ワ）第 466 号放送法順守義務確認等請求事件

第 1 事件原告 宮内正厳

第 2 事件原告 溝川悠介外 44 名

第 3 事件原告 北野重一外 57 名

第 4 事件原告 高桑次郎外 21 名

被 告 日本放送協会

原告準備書面（18）

2019 年 4 月 26 日

奈良地方裁判所 民事部 1B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

原告宮内正厳、同溝川悠介、同北野重一、同高桑次郎代理人

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

1 はじめに

原告らは、原告準備書面（１６）において、西土意見書の「最低基準」を満たさない場合、『国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料（基本的国政情報や公人の人格に関する情報）を提供する機能を果たして』おらず、『国民の知る権利の参政権的機能が損なわれている』と認められ、『国民の投票行動に重大な影響を及ぼして「投票の自由」を侵害している』（甲１０１の１１頁）ことは明白であり、このような場合、当該番組が放送法４条１項２号及び同４号に違反することの確認を求めることが認められるべきであることを主張し、それとの対比として、被告NHKが放送法４条１項各号の遵守義務を負うことの確認にとどまる本件訴訟では、西土意見書の「最低基準」より緩和された基準、すなわち、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、他の手段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合には、確認の利益が認められることを主張した。

本準備書面では、甲１５０の小滝一志氏作成の陳述書（以下「小滝陳述書」という）に基づき、被告NHKがニュース報道番組において、上記下線部の基準に該当する放送を行っていることについて主張する。

2 小滝陳述書について

小滝氏は、元 NHK 職員で２００１年３月に定年退職するまで４０年近く番組制作現場で教育番組ディレクターとして勤務していた。退職後は、「放送を語る会」で活動している。

「放送を語る会」は、視聴者市民、放送研究者、放送労働者の三つの立場の人びとが、放送について語り合い、研究し、発言する場を作ろうという趣旨で、１９９０年８月に発足した団

体である（甲 1 7 5）。

会が生まれたきっかけは、1988年の「天皇報道」であった。この業務に従事した労働者の中から、放送メディアのあり方や、放送現場の状況について批判的に検討しようという動きが生まれ、翌1989年に、NHKで働く放送労働者有志が研究と実践のためのサークルを立ち上げたのが会の始まりである。

1990年、有志は、視聴者市民、メディア研究者、民放関係者、ジャーナリストに呼びかけて第1回の市民集会を開催した。この集会以降、「放送を語る会」という名で活動を開始し、現在では、さまざまな立場の人びとが放送について考え、研究、発言する視聴者団体の一つとなっている。

放送を語る会は、発足以後、毎年1回の「放送を語る集い」、隔月の「放送フォーラム」、重要な課題についての緊急の集会などを開催するとともに、NHKの現場の状況の調査にも力を入れてきた。これらの調査活動は、放送に関する問題での申し入れや、NHK改革の提言などの活動に反映されている。

また、2003年、イラク戦争でのNHKと民放のニュース番組の比較検証を行った経験を引き継いで、2010年からモニター活動を再開、参院選、原発事故、TPPなどのテレビ報道を視聴、記録して、その結果を報告書にまとめ、発表してきた（甲 1 5 4 ～ 1 5 9 号証）。

このような実績のある「放送を語る会」の一員として、テレビニュースを中心とした番組のモニター活動を詳細に行った小滝氏が、NHKが国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組を放送していることを、具体的事実を摘示して明らかにしているのが小滝陳述書（甲 1 5 0）である。

3 米朝首脳会談に関する報道における問題

(1) モニター期間等

「放送を語る会」は、2018年6月12日の米朝首脳会談（以下「会談」という）の前後14日間（6/4～17）をモニター期間に設定し、NHK「ニュース7」「ニュースウオッチ9」、民放キー局のデイリーニュース、報道・情報番組など12番組をモニターしているところ（別紙資料「繰り返し写し出される北朝鮮関係映像」参照）、以下では、「ニュース7」「ニュースウオッチ9」の報道について言及する。

(2) 米朝首脳会談における拉致問題の扱いについて

ア 会談直後の6月12日の「ニュース7」で、NHK政治部岩田記者の解説は「日本政府は歓迎しています。安倍首相は拉致問題をしっかりと言及していただいたことを高く評価」、「安倍首相は最終的には私と金委員長が解決しなくてはならないと決意していると述べています。日朝平壤宣言に明記されている経済協力は北に対する有効なカードになります」と、政府の見解を中心にコメントし、政府の会談への反応に対して批判的な見方があるかどうかには全く触れなかった。

イ これに対し、同日（6月12日）、「報道ステーション」（ABC）の後藤謙次キャスターは「トランプ大統領は、拉致問題に言及したと言うが、肝心の金委員長が何と答えたかが伝わってこない。もう一つは、これからは、総理自身が日朝首脳会談に乗り出す意向だが、そのシナリオ全体が見えてこない。それに、大切な交渉ルートも見えてこない。今回の米朝交渉には日本政府としては不満が残った」と伝えた。

同じく「NEWS23」（MBS）の星キャスターも「拉致問

題ですが、安倍総理の約束を受けて、トランプ大統領はしっかりと北朝鮮側に提起をしたようであります。しかし、これも北朝鮮側の反応が今ひとつ見えてこないために先行きはまだまだ不透明な状況です」とコメントした。

このように、民放の二人のキャスターは、政権の見解とは異なり、首脳会談での金委員長発言や将来の日朝会談のシナリオの不透明さを指摘した。

ウ また、6月16日の「報道特集」（MBS）では、日下部・金平両キャスターが、「拉致問題で気がかりなのは、外国のメディアは、日本は北朝鮮とパイプがないから、拉致問題をトランプ大統領にゆだねていると見ている。日本が主導的に動いていることを世界に示す必要がある」、「外交的観点から言うと、残念ながら日本というのは一貫してアメリカ頼み、蚊帳の外というのが今の時点でも変わっていない」と述べ、日本の外交路線を厳しく批判した。

6月17日「サンデーモーニング」（MBS）のコメンテーターは、「今のように拉致を前面に出して行ってそれで、通るかといったら首をかしげますよね」（田中秀征氏）、「安倍さんの政治の足どりをたどってみると北朝鮮に対する強硬姿勢というのが一貫している。誤解を恐れずいえば利用してきたところがある」「（トランプ大統領は）歴史的に見ても異常な大統領。そのトランプさんにつき従っているだけでいいのか、世界の変化についていけないのは日本じゃないか」（青木理氏）など、安倍政権の「トランプ頼み」の北朝鮮政策を批判するコメントをした。

エ 以上のように、他局のキャスター・コメンテーターの発言と比較すると、NHK 岩田記者の解説は、拉致問題をハードルにした対話否定の安倍政権の外交方針に対する異なる

意見や主張には全く目配りせず、忠実に政府見解を伝えることのみに熱心で、「政治的公平」に欠け「多角的論点提示」の努力を怠っている。

(3) 日米首脳会談について

6月7日の「ニュース 7」では、ワシントンからの記者リポートが、「安倍首相は拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、国交正常化が実現したうえでなければ、経済支援できないという日本の立場を明確に伝える、そして拉致問題を会談で提起することを重ねて要請する」と日本政府の態度を説明するのみで、独自の視点・別の見解の紹介は全くなかった。

2002年、当時の小泉純一郎総理大臣と金正日委員長との会談後に出された日朝平壤宣言では冒頭に「日・朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決」することが共通認識として確認されているが、安倍首相・政府見解では常套句として「拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し」とあって、「不幸な過去を清算」は常に欠落している。「ニュース 7」の放送では、そうした批判的な指摘はみられない。

6月7日「ニュースウオッチ 9」では、政治部の原聖樹記者は、「安倍総理大臣は各国の首脳の中でも、トランプ大統領と太いパイプ持ち、個人的な信頼関係がある。北朝鮮の対応でも、これまでトランプ大統領に助言するなど、その判断に影響を与えてきたのも事実」と解説しました。安倍首相が、トランプ大統領に影響を与えてきた、と手放しで称賛する解説であった。

また、原記者は日米首脳会談の成果を問われ、「一定の成果と言っているかもしれない。安倍総理大臣は日米会見で“圧力”という言葉は一度も使わなかった。トランプ大統領の意向を尊重しながら、日本の立場に理解を得て、拉致問題解決

に積極的な協力を得たい、という判断がうかがえる。安倍総理大臣は米朝会談後も含め、足並みの乱れが出ないように、細心の注意を払っていくことになりそうだと、安倍首相の思惑を忠実に伝えた。

こうした一連の報道では、圧力一点張りだった日本政府に対する批判はほとんどなく、拉致問題をアメリカに頼む安倍首相への批判があることも紹介されていない。

一方、6月8日「羽鳥慎一モーニングショー」（ABC）では、「拉致問題を解決するためには、北朝鮮と『友好関係を結ぶこともあり』ではないか」（玉川徹氏）、「拉致問題を力で解決できないのなら、長い時間をかけて外交努力をするしかない。安倍首相は何をしているのか？」（吉永みち子氏）など、圧力一辺倒の安倍外交を批判するコメントがなされた。

6月10日「サンデーモーニング」でも、コメンテーターは「日本の軸がどこにあるのか、一度中止が表明されたときに真っ先に日本は支持したし、開催するとなったときに、期待をすると表明したりする意思の曖昧さ、また、世界の中で、核兵器の廃絶に決して積極的とは言い切れない日本がどこまで北朝鮮の非核化に説得力を持てるのかも疑問が残る」（安田菜津紀氏）と、安倍政権への率直な批判を述べている。同番組の「風を読む」コーナーでは、「戦争が嫌だというなら交渉するしかない。北朝鮮に対しては交渉する、それに尽きる」（姜尚中氏）、「歴史の問題というのは、日本が独自で考えていかなければいけないし、拉致問題もその文脈で起こっている」（西崎文子氏）、「歴史に後ろめたさがない形で毅然とした態度で歴史の清算というものをやりながら新しい東アジアの情勢にどう対応するのかしっかし戦略として打ち立てていく必要がある」（涌井雅之氏）などと述べ、三者三

様に「歴史問題」に踏み込みながら、対話否定の安倍政権の外交政策を批判していた。

こうして他番組と比較すると、NHK ニュースの記者解説は、圧力一辺倒・対話否定の政府の姿勢を批判抜きで肯定的に伝え、手放しで安倍総理を称賛する「政府広報」の様相を呈し、「政治的公平さ」に欠けており、国民の知る権利を侵害する放送を行っているといえる。

4 NHK ニュースが「政治的公平さ」に欠け、「多角的論点提示」を怠って、「政権寄り報道」である具体例について

- (1) 情報が、政府・与党に過剰に偏り、市民社会の動きを伝えることに冷淡で、客観報道であっても結果として「政府広報」のようになっていること～2015 年、安保法案の国会審議を伝える NHK ニュースを題材にして～

ア 長期にわたって他局の番組や新聞報道と比較してみたときに、その政府広報的な報道姿勢は明らかであり、ひと言で言えば、政権側の主張や見解をできるだけ効果的に伝え、政権への批判を招くような事実や、批判の言論、市民の反対運動などは極力報じない、という際立った姿勢である。法案の解説にあたっても、問題点や欠陥には踏み込まず、あくまでその内容を伝えることに終始しており、法案に関連する調査報道は皆無に近い。

たとえば、象徴的なのは、8 月 14 日、戦後 70 年談話を受けた安倍首相のスタジオ単独インタビュー・独演会である。その中 11 分ほどが、安全保障関連法案に関する内容であった。衆参特別委の法案採決に際しても、民放ニュースが「強行採決」と報道したにもかかわらず、NHK ニュースは「強行採決」の用語を最後まで使わなかった。

イ NHK ニュースの安保法制コーナーが、一方的に政権与党の主張を伝える場になっているとも評価できる。

たとえば、8月9日「ニュース 7」では、自民党高村副総裁が、講演会で安保関連法案審議における民主党の質問を批判したことを報じた。単独でこの高村副総裁発言を取り上げながら、なぜか民主党の反論は取材しなかった。

また、国会周辺で、これまで最大の安保法制反対の集会が開かれた8月30日は、5分12秒間の安保報道の最後を、自民党谷垣幹事長の「戦争法案、徴兵制をやる法案というのは、ためにする誹謗中傷だ。何としてもこの国会で解決し、次に進まなければならない」という談話で締めくくった。

「ニュース 7」のキャスターのコメントでも、政権のメッセージ“今国会での法案成立”というフレーズが再三にわたり使われた。「安倍総理は決める時は決めると述べ今の国会での成立に重ねて意欲を示した」（7月11日）、「議論が熟した時は採決を」と述べ、今の国会で法案の成立を期す考えを重ねて強調した」（8月25日）、「安倍総理は今日夕方、自民党の役員会で今の国会で成立に向けて改めて決意を示した」（8月31日）、「衆院特別委員会で安倍総理大臣は“今国会で法案成立させる”の考えを重ねて示した」（9月14日）。

(2) 2017年の共謀罪法案審議でも、法案の呼称でNHKニュースは、政府の示した「共謀罪の構成要件を改めて、テロ等準備罪を新設する法案」を忠実に使用、「共謀罪」は使わなかった。

法案の解説でも、閣議決定された3月21日の「ニュース 7」では、アナウンサーが、法務省が示す具体例として、

テロ組織が飛行機を乗っ取るケース、サリン製造、暴力団の拳銃購入などの例を解説し、全体として法務省見解を効果的に伝えるもので、「法務省の広報」と揶揄されかねない内容であった。

- (3) 市民や法案の反対・抗議行動の報道には NHK ニュースは冷淡であり、2015 年安保法案審議報道の場合、報道量は民放（「NEWS23」「報道ステーション」）と比べると圧倒的に少ない時間量であったし、期間中最大だった「8 月 30 日の全国総がかり行動」を「報道ステーション」は 12 分で伝えたが、「ニュースウオッチ 9」はわずか 30 秒、「ニュース 7」でもやっと 2 分 15 秒だった。

2017 年の共謀罪審議報道でも同様、市民の活動を独自の取材で伝えることは少なく、国会前行動などを数回にわたって短く取り上げるにとどまった。

- (4) 解説も、外部識者を起用せず NHK 記者が行うのが通例で、オウム返しに政府・与党の見解・主張を紹介することが多く、時に「政権の代弁者」になってしまうこと

ア 米朝首脳会談報道の記者解説については、前記 3 記載のとおりである。

イ 2015 年安保法案報道で、放送を語る会は、次のように指摘した。

「政治部記者の解説は、政府・与党の方針・主張・思惑の説明が大半を占め、批判的な指摘はほとんど見当たらない。NHK ニュースが『政権寄り』と批判される主要な要因の一つがこうした記者解説にある。具体例をあげると、参院特別委審議の大詰めを迎えた 9 月 11 日の政治部記者解説、「国民の法案への反対意見が根強くあること意識してか、安倍総理や閣僚の答弁からは、懸念を払拭しようとする

る姿勢が随所に見られた」。

参院本会議を控えた 9 月 18 日の政治部長解説では、「今の流れのなかで今回の法案は、どんな意味を持つか？」というキャスターの問いに、「集団的自衛権行使容認は画期的で戦後安全保障政策の大きな転換」「自衛隊の海外活動の内容・範囲が拡がり、日米の防衛協力も拡充される」と解説した。

ウ 2017 年共謀罪法案審議の報道でも、6 月 14 日「ニュース 7」は、中間報告という形で参院本会議の採決を目指した与党の動きについて、政治部記者は、与党側の思惑（①会期の期限が迫っている、②与野党の対立で円満な採決の見通しが立たない、③公明党所属の法務委員長が委員会採決で矢面に立たないように配慮など）を理由に、採決もやむをえない、とする政府与党側の言い分に近い解説であった。世論の批判が高まっていて、審議が長引けば法案の欠陥がさらに明らかになること、加計学園問題の闇が明らかになるのを恐れたことなど、真の理由と思われる事情には触れず、委員会を飛ばして採決する不正常な国会運営についても、批判的なコメントはなかった。

(5) 政権にとってマイナスになる出来事や審議内容を極力伝えない

ア 2015 年安保法制報道で、民放（「報道ステーション」「NEWS23」）では放送したが、NHK ニュースでは報道しなかった重要と思われる出来事を列挙する。

- ① 党首討論で、ポツダム宣言を「詳らかに読んでいない」との安倍首相答弁（5 月 20 日）
- ② 衆院特別委で、「早くしろよ！」などの安倍総理のヤジ（5 月 28 日）

- ③ 衆院特別委、日本に対して攻撃の意志のない国に対しても攻撃する可能性を排除しないとする中谷防衛大臣答弁（6月1日）
 - ④ 参院特別委、共産党小池副委員長の、戦闘中の米軍ヘリへの給油を図解した海上自衛隊内部文書追及（7月29日）
 - ⑤ 参院特別委、「後方支援で核ミサイル運搬も法文上可能」との中谷防衛大臣答弁（8月5日）
 - ⑥ 参院特別委、安保法案成立を前提にした防衛省文書で、中谷防衛大臣の矛盾する答弁を共産党小池副委員長が追及（8月19日）
 - ⑦ ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥング博士が来日し、安倍首相の「積極的平和主義」は本来の意味と違うと批判（8月下旬）
 - ⑧ 参院特別委、自衛隊統合幕僚長が訪米した際の会議録について共産党仁比議員が追及（9月2日）
- イ 2017年共謀罪法案審議の際にも、「報道ステーション」は伝えたが、NHKニュースは伝えなかった事例がいくつもある。
- ① 衆院法務委、民進党山尾志桜里議員の「保安林のキノコを採るのもテロの資金源か？」との質問と、それを肯定する政府答弁（4月17日）
 - ② 民進党山尾議員の質問に金田法相答弁不能で、刑事局長が答弁。民進党逢坂誠二議員の「捜査が一般人に及ばなかったら犯罪集団かどうかはわからないのではないか」との質問と、金田法相の「犯罪集団が関与していることについての嫌疑が必要」というズレた答弁（「報道ステーション」の後藤謙次コメンテーターが「呆れても

のと言えない」とコメント。4月19日)

- ③ 金田法相が「一般人は捜査の対象にならない」と繰り返し答弁、盛山法務副大臣が「対象にならないとは言えない」と相反する発言。「組織的犯罪集団に該当するかどうかは捜査当局が判断する」という金田法相の答弁(4月21日)

- ④ 衆院共謀罪法案についての参考人質疑の内容。(小林よしのり、高山佳奈子、小澤俊朗、井田良、早川忠孝氏らが出席。4月25日)

- ⑤ 共産党藤野保史議員の「花見をしているのか犯罪の下見をしているのかどう見分けるのか」という質問に対し、「花見なら弁当やビールを持ち、下見であれば双眼鏡や地図を持っているという外形的事実がありえる」などという金田法相の答弁(4月28日)

- ⑥ 民進党蓮舫代表の「ラインやメールなどで合意したとどうやって確定するのか」という質問に対して金田法相は「嫌疑がある場合には捜査を行う」としたが、直後に「そういうデジタル情報については監視しない」と答弁。議場は、答弁になっていない、と騒然となった(5月9日)

- ⑦ 衆院法務委員会、パレルモ条約について公明推薦の椎橋隆幸中央大名誉教授と民進党推薦海渡雄一弁護士が意見を述べた。この専門家の意見聴取の内容(5月16日)

- ⑧ 参院法務委員会。民進党小川議員の質問に対する林刑事局長の答弁「組織的犯罪集団の構成員でなくても計画主体になりうる」。金田法相の答弁「構成員でなくても計画に関与した周辺者についてはテロ等準備罪で処罰はあり得る」など。この日「周辺者」という概念が示され

た（6月1日）

以上のように政府に都合の悪い不利な事実を報道しないことは、明らかに「政治的公平」に反する。

- (6) 国会審議の報道は、量的に政府与党の見解・答弁に偏重、政府答弁で決着する編集であること

NHK ニュースの国会審議の伝え方には、「政府広報」との印象を持たれかねない問題がある。

たとえば、「ニュースウオッチ 9」では、与野党の質問、首相、あるいは担当大臣の答弁、という一問一答の編集スタイルが支配的である。このスタイルでは、審議の紹介は必ず首相や担当大臣の答弁で終わる形になり、政府答弁の印象が強く残る結果になる。

- ア 実際、2015 年安保法案審議の報道では、与党質問 2 人、野党質問 3 人、それに必ず安倍首相答弁を付けるスタイルがほぼ定型化している。各質問への安倍答弁が 5 回、大まかな時間的比率は政府・与党主張 7 対野党主張 3 となる。こういう編集では、相対的に政府・与党の主張の割合が大きくならざるを得ない。

典型的なデータを挙げると、2015 年 7 月 15 日、衆院特別委での強行採決の日、質疑は与党質問 2、野党質問 3 を取り上げたが、相変わらずどの質問にも安倍答弁が付されている。配分された時間を計算すると、政府・与党の見解・主張 169 秒（自＋公議員の質問 40 秒＋安倍答弁 5 回 122 秒）vs 野党質問 40 秒（民主＋維新＋共産）で、比率は 4 対 1 である。

- イ 2017 年共謀罪法案審議でも全く同じ伝え方であった。

同年 4 月 19 日の放送では、民進党の質問と安倍首相、金田法相の答弁が連続、「法案の必要性についての質問」＋

安倍首相答弁、「国際条約についての質問」＋安倍答弁、
「一般人が対象になるか、という質問」＋金田法相答弁、
と一問一答で進行しており、再質問による追及は報道されて
いない。同年 5 月 29 日の参院本会議の論戦の報道では、
3 分 10 秒の短い内容の中で、政府与党の説明、発言時間が
約 2 分、野党側の説明、発言は 44 秒であった。

共謀罪法案の国会論戦全体の報道を計測した結果では、政
府与党発言と野党側発言の時間配分は 70.5% 対 29.5% であ
った。

「ニュースウォッチ 9」の国会論戦の伝え方は、一見する
と機械的に平等な伝え方のように思えるものの、実質的に
は、極めて政府与党偏重の「政治的公平さ」を欠いた報道で
あり、国民の知る権利に対する侵害である。

5 選挙報道における政治的不公平～2017 年総選挙報道を中心 に～（甲 159）

(1) 大政党に有利な扱い—政党の放送時間配分を議席数にリ ンクさせる不公平

ア 「放送を語る会」では、2010 年の参院選報道から 2017
年総選挙報道まで 6 回、選挙報道をモニターしている。そ
の中で繰り返し指摘している最大の問題は、各政党を取り
上げて紹介する放送時間の配分を議席数にリンクさせて
いることの「政治的不公平さ」である。

イ 2017 年総選挙報道（9/28 解散・10/22 投票）では、「ニ
ュース 7」の「各党公約紹介」（10/2～7 放送）は、以下
のとおり、与党には長く野党には短い時間配分だった。

（与党）

自民党 4 分 52 秒

（野党）

共産党 2 分 44 秒

公明党 3分16秒

社民党 1分39秒

希望の党 1分18秒

立憲民主党 1分45秒

など

「ニュースウォッチ9」の3回に分けた「密着党首の戦い」

(10/17～19)も以下のとおり与党には長く野党には短い。

(与党)

自民党 5分40秒

公明党 3分10秒

(野党)

共産 2分40秒

希望の党 4分10秒

立憲民主 2分35秒

維新 2分25秒

社民 1分35秒

こころ 1分

この傾向は長い間一貫しており、現状のような選挙報道では大政党はますます有利に、少数政党はますます不利にならざるを得ない。小選挙区制のもとで、少数政党はもともと不利な立場に置かれている。その上、選挙報道でも少数政党が不利な位置に置かれれば、少数はますます少数に、多数はますます多数に収斂する、という傾向をメディアが助長してしまうことになる。

選挙では解散によって、いったんは議席数が白紙になるのであり、各政党が平等にスタートラインに立つと考えると、選挙期間中はとくに政党の扱いに公平を期すべきであり、少なくとも公約の紹介や党首の演説は時間差を設けるべきではない。

「少数意見の尊重」が民主主義の原理であり、有権者が接する機会の少ない少数政党の主張もきちんと伝えることがメディアの役割であるはずです。公職選挙法でも、「選挙に関す

る報道又は評論について放送番組を編集する自由を妨げるものではない」と「選挙放送の番組編集の自由」を認めている。放送倫理・番組向上機構（BPO）の意見書（「2016年の選挙をめぐるテレビ放送についての意見」2017年2月）（甲18）も、政見放送・経歴放送以外は、放送局に「選挙に関する報道と評論の自由」があることを再確認して、選挙報道に求められているのは「量的公平性（形式的公平性）」ではなく、「質的公平性（実質的公平性）」であると指摘している。

「政党の時間配分は議席数に応じて」という悪しき慣行を、NHKは率先して再考すべきである。

(2) 政局（選挙情勢）報道に傾き、争点（政策）報道が深められないことから生まれる不公平

選挙報道では、有権者が投票行動に際して適切な判断を下すために必要な情報を提供することが求められる。そのためには、争点、各政党の主張や政策の掘り下げた報道が必要で、その量と質が選挙結果に大きく影響すると思われる。ところが、「ニュース7」は10月1日から10月3日の間、希望の党小池代表の動向一色の政局報道になってしまい、新党の政策を問う報道は皆無に近い状態だった。小池代表が新党への参加希望者の選別に“排除”方針を掲げたことを巡る民進党内の混乱に力点を置いた報道だったからである。

「ニュース7」は、他の日も各党党首の演説や主張は、短い時間の項目的羅列がほとんどで、記者解説も少なく、識者に見解を聞く試みもあまりみられず、重要な争点について有権者がどう考えているか、街頭でのインタビューもほとんどなかった。争点（政策）報道が軽視されていた。

「ニュースウオッチ9」も同様の報道姿勢だったことが、各放送日のタイトルからうかがえる。すなわち、9月25日、「希

望の党結成」、10月2日、「希望・小池“過半数の候補者擁立を”」「民進・枝野氏新党結成表明」、10月3日、「希望190人超の一次公認」「立憲民主党設立届提出」、10月4日、「希望第二次公認発表」であり、希望の党一色の政局報道と言っても過言ではない。

記者の解説についても問題である。野党の闘いについての解説では、新党の希望の党と立憲民主党の動きだけで、その他の野党と市民連合の各地での統一候補擁立の動きについては深く触れず、視野の外に置かれていた。一方、各党の公約紹介や政策的争点を提示する時間は短く、項目の羅列に終わっている。たとえば10月10日、公示日の「各党党首の訴え」、10月18日、「各党幹部の各地での訴え」では、与党自民が1分前後、社民・こころなどの少数政党は15～20秒程度のワンコメントであった。

これでは、政策の中味を吟味するには圧倒的に時間が足りず、有権者に投票先選択の判断材料を提供するには全く不十分だった。少数政党の主張の紹介にももっと時間を割くことを含め、各党政策担当者へのインタビューでじっくり質問するなど、有権者の投票先選択に資する情報提供にもっと力を注ぐべきであった。

政局報道に傾いた報道姿勢は、有権者の関心、投票先選択判断の基準を政策・真の争点からそらし、選挙結果に影響しかねない。争点や政策に関しては、「調査報道」の不十分さも指摘しなければならない。各党の発表する政策や党首・候補者の主張を伝えるだけでなく、政治・社会・生活の現場を取材し、各党の政策が現実とかみ合ったリアルなものであるのかも吟味できる材料を提供することが、有権者の投票先選択判断に資するのである。

この点、視聴者・市民の NHK に対する信頼は高いものとなっている。NHK 自身が半期に一度実施している「経営 14 指標の世論調査」の結果（2018 年 1 月実施）によれば、NHK の放送を「公平・公正」と考える人 75.8%、「正確・迅速な情報提供」がなされている考える人 74.2%、「多角的論点提示」ができていると考えている人 78.2%となっている。この視聴者の高い信頼に隠れて、これまで指摘したような「政治的公平」を欠いた選挙報道が繰り返されるならば、視聴者・市民の投票先選択の判断を誤った方向に導く危険を孕んでいるのである。

このように、NHK の報道は、国民の投票行動に重大な影響を及ぼすものであるところ、その報道内容は実質的には政治的に不公平なものであり、国民の投票の自由を侵害している（少なくとも侵害するおそれがある）のである。

6 原告らには確認の利益があること

2018 年 6 月 12 日の米朝首脳会談について、NHK の報道番組における解説は、拉致問題をハードルにした対話否定の安倍政権の外交方針に対する異なる意見や主張には全く目配りせず、忠実に政府見解を伝えることのみに熱心であった。

また、米朝首脳会談に先立つ同年 6 月 7 日の日米首脳会談についても、圧力一辺倒・対話否定の政府の姿勢を批判抜きで肯定的に伝え、手放しで安倍総理を称賛する「政府広報」の様相を呈していた。

さらに、2015 年の安保法案の国会審議について、NHK の報道番組は、情報が、政府・与党に過剰に偏り、市民社会の動きを伝えることに冷淡で、解説も、外部識者を起用せず NHK 記者がオウム返しに政府・与党の見解・主張を紹介すること

が多く、政権にとってマイナスになる出来事や審議内容を極力伝えず、量的にも政府・与党の見解・答弁に偏重、政府答弁で決着する編集をしており、結果として「政府広報」「政府の代弁者」となっていた。

2017年の総選挙のNHKの報道は、政局報道に傾き、争点報道は深められることがなく、放送時間の配分も議席数にリンクさせており、少数政党に不公平な報道がなされていた。

以上のようなNHKの報道番組は、「政治的に公平であること」「意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を定める放送法4条1項各号に反するだけでなく、「政府広報」「政府の代弁者」と化すことにより、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれがある。

この点、NHKは「放送を語る会」など視聴者・国民からの批判に対し、聞く耳を持たず、受信設備の設置者には受信契約と受信料の支払いが義務付けられていることからすると、受信料の支払い拒否など他の手段でこれを是正することが困難な状況が継続していることから、原告らには、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守する義務のあることの確認を求める利益がある。

以上